

こ 支 総 第 66 号
社 援 発 0331 第 66 号
老 発 0331 第 18 号
令 和 7 年 3 月 31 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁支援局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の
一部改正について

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日付け雇児発第 0312001 号・社援発第 0312001 号・老発第 0312001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）等により定めているところである。

今般、本通知を別添のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図るとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを申し添える。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
 (平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
雇児発第 0312001 号 社援発第 0312001 号 老 発 第0312001 号 平成 16 年 3 月 12 日 (最終改正：令和 7 年 3 月 31 日) 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について 社会福祉施設における運営費（措置費）（以下「運営費」という。）の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号）により行われてきたところであるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人（以下「法人」という。）の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度（平成 16 年度分）運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。	雇児発第 0312001 号 社援発第 0312001 号 老 発 第0312001 号 平成 16 年 3 月 12 日 (最終改正：平成 29 年 3 月 29 日) 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について 社会福祉施設における運営費（措置費）（以下「運営費」という。）の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号）により行われてきたところであるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人（以下「法人」という。）の自主的・自律的な経営を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度（平成 16 年度分）運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－

(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成 5 年 3 月 19 日社援施第 39 号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。 1 ～ 5 (略) 6 法人の事業経営に係る指導監督について (略) (1) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われたいこと。 特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、会計年度ごとの審査はもちろんのこと、経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。	なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成 5 年 3 月 19 日社援施第 39 号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。 1 ～ 5 (略) 6 法人の事業経営に係る指導監督について (略) (1) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われたいこと。 特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、<u>各</u>会計年度ごとの審査はもちろんのこと、経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(別表 1) - 生活保護法による保護施設に対する指導監査について (平成 12 年 10 月 25 日社援第 2395 号) - 障害者支援施設等に係る指導監査について (平成 19 年 4 月 26 日障発第 0426003 号) - 老人福祉施設に係る指導監査について (平成 12 年 5 月 12 日老発第 481 号) - 児童福祉行政指導監査の実施について (平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号) <u>女性自立支援施設指導監査の実施について</u> (令和 7 年 3 月 31 日社援発 0331 第 58 号) (別表 2) - 生活保護法(昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号)による保護施設 - 身体障害者福祉法(昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号)による 身体障害者社会参加支援施設(視聴覚障害者情報提供施設に限る。) - 老人福祉法(昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号)による老人福祉 施設(養護老人ホームに限る。) <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和 4 年法律第 52 号)による女性自立支援施設</u> - 児童福祉法(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)による児童福 祉施設(保育所を除く。)、児童自立生活援助事業を行うための施設 及び小規模住居型児童養育事業を行うための施設(以下「ファミリ ーホーム」という。)	(別表 1) - 生活保護法による保護施設に対する指導監査について (平成 12 年 10 月 25 日社援第 2395 号) - 障害者支援施設等に係る指導監査について (平成 19 年 4 月 26 日障発第 0426003 号) - 老人福祉施設に係る指導監査について (平成 12 年 5 月 12 日老発第 481 号) - 児童福祉行政指導監査の実施について (平成 12 年 4 月 25 日児発第 471 号) <u>(新設)</u> (別表 2) - 生活保護法(昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号)による保護施設 - 身体障害者福祉法(昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号)による 身体障害者社会参加支援施設(視聴覚障害者情報提供施設に限る。) - 老人福祉法(昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号)による老人福祉 施設(養護老人ホームに限る。) <u>売春防止法(昭和 31 年 5 月 24 日法律第 118 号)による婦人保護 施設</u> - 児童福祉法(昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号)による児童福 祉施設(保育所を除く。)、児童自立生活援助事業<u>(「児童自立生活 援助事業の実施について」(平成 10 年 4 月 22 日雇児発第 344 号) に基づく事業)</u>を行うための施設<u>(以下「自立援助ホーム」という。)</u> 及び小規模住居型児童養育事業<u>(「小規模住居型児童養育事業の運 営について」(平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331011 号)に基づく 事業)</u>を行うための施設(以下「ファミリーホーム」という。)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
(別表 3) 1 生活保護関係施設 救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設 2 老人福祉関係施設 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設 老人福祉法第 5 条の 2 に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設 次の事業を行うための施設 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成 12 年 9 月 27 日老発第 655 号) 3 介護保険関係施設 介護保険法(平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号)第 115 条の <u>45</u> に規定する地域支援事業を行うための施設 4 障害者関係施設 障害者支援施設 身体障害者社会参加支援施設 次の事業を行うための施設 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス及び同条第 <u>18</u> 項に規定する一般相談支援事業並びに特定相談支援事業 「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号)	(別表 3) 1 生活保護関係施設 救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設 2 老人福祉関係施設 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設 老人福祉法第 5 条の 2 に規定する老人居宅生活支援事業を行うための施設 次の事業を行うための施設 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成 12 年 9 月 27 日老発第 655 号) 3 介護保険関係施設 介護保険法(平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号)第 115 条の <u>38</u> に規定する地域支援事業を行うための施設 4 障害者関係施設 障害者支援施設 身体障害者社会参加支援施設 次の事業を行うための施設 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号)第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス及び同条第 <u>16</u> 項に規定する一般相談支援事業並びに特定相談支援事業 「地域生活支援事業の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号)

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」－新旧対照表－
(平成 16 年 3 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
5 <u>女性自立支援施設</u> 6 児童福祉関係施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童館 児童養護施設 障害児入所施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター <u>里親支援センター</u> <u>児童自立生活援助事業を行うための施設</u> ファミリーホーム 次の事業を行うための施設 - 児童福祉法第 6 条の 2 第 <u>2</u> 項に規定する障害児通所支援事業及び同条第 6 項に規定する障害児相談支援事業 - 児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業、同条第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業、<u>同条第 7 項に規定する一時預かり事業、同条第 16 項に規定する社会的養護自立支援拠点事業、同条第 18 項に規定する妊産婦等生活援助事業及び同条第 20 項に規定する児童育成支援拠点事業</u> 7 社会福祉関係施設 授産施設	5 婦人保護施設 6 児童福祉関係施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童館 児童養護施設 障害児入所施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター <u>(新設)</u> <u>自立援助ホーム</u> ファミリーホーム 次の事業を行うための施設 - 児童福祉法第 6 条の 2 第 <u>1</u> 項に規定する障害児通所支援事業及び同条第 6 項に規定する障害児相談支援事業 - 児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項に規定する子育て短期支援事業、同条第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業<u>及び同条第 7 項に規定する一時預かり事業</u> 7 社会福祉関係施設 授産施設